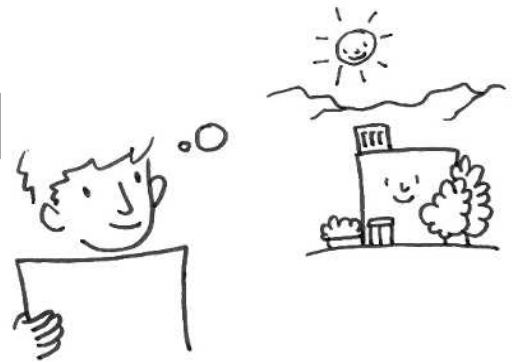


宜野湾市景観計画 届出制度

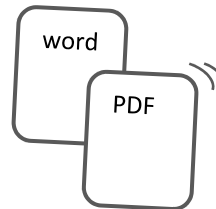
\ 平成28年9月からスタートしました /

景観の届出制度があります

良好な景観形成のため、届出対象行為に当たる場合、市に対し事前に計画内容の届出が義務づけられています。（景観法第16条第1項）



市のHPで景観計画や運用ガイドライン、様式等が確認・ダウンロードできます



手続き、届出書類

※手数料はありません

手 続 き	届 出 時 期	部 数	必 要 書 類
事前協議	着工60日前	2	様式第3号、別紙1～6、委任状、適合チェックシート、付近現況説明資料、眺望状況説明図、平面図、各面立面図、工程表、敷地・外観求積図、等 (詳細は、HPの別表第2を参照)
届 出	着工30日前	2	様式第1号、別紙1～6、委任状、適合チェックシート、配置図、各階平面図、各面立面図、2面以上の断面図、敷地・外観求積図、等 (詳細は、HPの別表第1を参照) ※事前協議と変更のない書類は省略が可能です
変更届出	届出内容に変更がある際	2	様式第2号、届出時の必要書類のうち変更に係る図書
完了届	行為完了後すみやかに	1	様式第16号、行為完了後の写真（色彩・緑化等の状況が確認できるもの）

届出対象行為

※市景観計画p.34,35

区 分		届 出 対 象	
建 築 物	新築、増築、改築、移転	延べ面積が500㎡を超えるもの 又は高さが13mを超えるもの	
	外観の変更をすることとなる修繕、模様替、色彩の変更	上記の規模に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が外観面積の1/3を超えるもの	
工 作 物	新 設 ・ 増 築 ・ 改 築 ・ 移 転	擁壁、垣（生垣を除く）、柵、塀等	高さが5 mを超えるもの
		彫像、記念碑等	築造面積が500㎡を超えるもの 又は高さが13mを超えるもの
		煙突、排気塔等	
		鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱等	
		電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔等	
		高架水槽、冷却塔等	
		観覧車、飛行塔、コースター等の遊戯施設	
		コンクリートプラント等の製造施設	
		自動車車庫の用に供する立体的な施設	
		石油、ガス、穀物等の貯蔵施設等	
		污水处理施設、ごみ処理施設等	
		墓地	
		太陽光、風力等発電設備	
	電気供給等のための電線路又は空中線等	高さが20mを超えるもの	
外観の変更を伴う修繕、模様替、色彩の変更		上記の規模に該当する各種工作物のうち、外観の変更の範囲が外観面積の1/3を超えるもの	
開発行為	当該行為に係る土地の面積が500㎡を超えるもの又は高さが5mを超える法面 若しくは擁壁を生じるもの		
土地の形質 の変更	当該行為に係る土地の面積が500㎡を超えるもの又は高さが5mを超える法面 若しくは擁壁を生じるもの		
木竹の伐採	当該行為に係る土地の面積が500㎡を超えるもの		
屋外における物件の 堆積	当該行為に係る期間が90日を超えて継続し、かつその用途に供する土地の面積が500㎡を超えるもの 又は堆積の高さが5mを超えるもの		